

恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の
 利子の損金不算入額の計算及び外国銀行等の資本に
 係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

I 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算に関する明細書				
負債の利子の額	1	円	損金	円
(1)のうち恒久的施設から本店等に対する内部支払利子の額	2		損	
(1)のうち本店配賦経費に含まれる負債の利子の額	3		金	
(1)のうち外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度の適用を受ける場合(23)又は(30)	4		不	
計(1)-(4)	5		算	
恒久的施設帰属資本相当額(別表十七の三(二)付表「5」、「10」、「15」、「20」、「29」、「38」、「42」、「46」又は「55」)	6		入	
恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均残高	7		額	
恒久的施設に係る負債の帳簿価額の平均残高	8			
恒久的施設に係る自己資本の額(7)-(8)(マイナスの場合は0)	9			円
			対課税純の特例と子の等調に整係る	
			別表十七(二の二)「21」	13
			(12) ≥ (13) の場合(12)	14
			(12) < (13) の場合	15
			措置法第66条の5の2第10項の適用の有無	16
			損金不算入額((14)又は(15))	17

II 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

II 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書				
恒資産規制施設資本比率相当法額を用いて資本配した法場又はリスク	18	円	恒用久的施設計算帰した資場本相当額を連結規制資本配賦法を	円
(18)に係る負債につき外国銀行等が支払う負債の利子の額	19		計	
恒久的施設帰属資本相当額(6)	20		算	
損金算入限度額(19) × (20)/(18)	21		帰	
(19)のうち恒久的施設を通じて行う事業に係る損金の額とした額	22		し	
損金算入額(21)-(22)(マイナスの場合は0)	23		属	
損金不算入額(22)-(21)(マイナスの場合は0)	24		た	
			資	
			場	
			本	
			相	
			当	
			額	
			を	
			連	
			結	
			規	
			制	
			資	
			本	
			配	
			賦	
			法	
			を	